

Vol. 28

静政連 だよ!

静岡県不動産政治連盟

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 3-18-16 (静岡県不動産会館内) TEL (054) 246-7175 FAX (054) 245-9730

年次大会 終了、27 年度 活動計画・収支予算を承認

去る 5 月 28 日、ホテルセンチュリー静岡において、静岡県不動産政治連盟「第 41 回 年次大会」が、従来どおり代議員制にて開催された。平成 26 年度の活動報告・収支決算報告、続いて平成 27 年度の活動計画・収支予算が提案された。議事は滞りなく進み、質疑等特になく、全議案が満場一致で原案どおり可決承認された。(詳細は別途配布した年次大会資料をご参照下さい)



▲ 祝辞を述べる 井林 辰憲 衆議院議員 (左) と 牧野 京夫 参議院議員



▲ 役員を代表して挨拶をする 初澤 宣廣 会長



▲ 議案提案者: 牛田 久 幹事長 (議長: 本田正史 副会長)

組織名称を 28 年度より「静岡県宅建政治連盟」に変更

上部団体である全国不動産政治連盟 (会員: 47 都道府県不動産政治連盟) が、本年 6 月 30 日の年次大会において、その組織名称を「全国宅建政治連盟」に変更するための議案を上程することに伴い、各都道府県政治連盟においても名称変更について同様の対応をとるよう要請があった。

これを踏まえ、当連盟では今回の年次大会において名称変更および会則一部改正の議案を上程、満場一致で原案どおり可決承認された。よって、現在の静岡県不動産政治連盟から「**静岡県宅建政治連盟**」となる。

これは「宅建業者の政策実現を図るための組織であること」を内外に浸透させること、今後「宅建」のブランドイメージを戦略的に周知することが狙い。施行は平成 28 年 4 月 1 日とし、それまでに体制を整える。

政治連盟の組織と会費の使途

様々な法律がからみ、ときの政治情勢・経済情勢に左右されやすいのが不動産業です。これが「不動産業は政策産業」といわれる所以であり、政策産業であるがゆえに公益法人である宅建協会の活動だけでは限界があります。業界の権益を守り、不動産の円滑な流通を促進するためには、「国民の住宅取得を著しく阻害し我々の業の妨げとなっている税制や諸規制を是正しなければならない」ということは、業界人なら誰も認識しているところです。そして、その実現には、会員一人一人が結束して強力な“政治活動”を推し進めていかなくてはなりません。不動産業界の発展に政治活動は不可欠です。是非、政治連盟の活動にご協力下さい。

「静岡県不動産政治連盟」の組織

当連盟には、宅建協会会員（正会員・準会員・賛助会員 すべて）の代表者個人が所属して頂いております。

なお、平成7年、党員登録した会員により自由民主党静岡県宅建支部（職域支部）を組織し、同支部を通じて自由民主党を支援しています。平成26年度の確定登録党員数は1,342名（会員比46.2%：平成26年9月末現在）でした。新規に職域支部へ党員登録して頂ける方は、所属地区（宅建協会所属支部・支所）までご連絡下さい。

また、ときの政権政党を通じて要望・陳情を行なう活動スタンスを主眼としております。もちろん、自民党だけでなく他の政党が政権を担う場合も、積極的に要望活動や支援活動を行ないます。各種公職選挙の推薦候補者についても、当業界に相応しい候補者を機関決定すべく協議を重ねています。

会費の使途について

政治資金規正法上、政治連盟と職域支部は別個の政治団体となりますので、県選挙管理委員会にもそれぞれ届出をしてあり、会計も個々に公正な処理を行なっております。一般会員から徴収した会費は、顧問県議団を通じた要望活動や政権政党を通じた国への要望活動など、一定の政党に片寄ることなく政治連盟における政治活動全般に使用します。党員登録会員から徴収した会費は、主に自民党所属議員支援のために使用します。

常に“まちづくり”への参画を念頭において活動しています

県内の懸案事項に関し、不動産業に理解ある県議会議員で構成する「宅建顧問県議団」の助言を得て、行政に対する積極的な要望活動を行なうことにより、都市計画やまちづくりへの参画を常に心掛けています。

国の施策にも影響を与える粘り強い要望活動

個々の力は小さくとも、組織として一致団結すれば大きな原動力となります。全国には都道府県ごとに不動産政治連盟が組織され、それぞれ地元で活動する一方、国の施策に対しては、その連合体である「全国不動産政治連盟」を通じ全会員が一丸となって粘り強い要望活動を展開しています。特に、全国一斉に行なう税制改正・土地住宅政策に関する要望活動は、国の施策に大きな影響力を与えており、我々の要望活動による成果が、業環境はもとより景気動向をも左右するといっても過言ではありません。

会費こそ当連盟の活動原資です

このところ景気が上昇傾向にあるとはいっても、なかなかその兆しが実感できるまでに至りません。不動産業は“政策産業”であり、この苦境を打開するためには、不動産関連税制の見直しや土地住宅政策等、世論も味方につけた要望活動が不可欠です。そして、この要望活動によって得られる成果は会員がそれぞれ等しく享受できるものであり、その費用負担についても公平を図らなくてはなりません。

会費こそ正に当連盟の活動原資となるものです。是非、活動内容をご理解いただき、会費納入にご協力下さるよう宜しくお願い致します。年会費は5,000円です。

なお、当連盟のような政治団体は、政治資金規正法により、法人（会社や組合等）から会費を頂くことができません。あくまでも代表者個人の方より納入して頂くこととなりますので、領収書についても代表者個人宛てになりますことをご了承下さい。

ただし、党員登録をした会員が、自民党静岡県宅建支部（職域支部）を通じて同額の年会費を納めて頂ける場合は、法人宛てに領収書の発行が可能です。ご不明な点や詳細につきましては、当連盟事務局または所属地区（宅建協会所属支部・支所）までお願い致します。